

令和4年3月31日

関係団体の皆様へ

愛媛県経済労働部長

新型コロナウイルス感染症に関する保健所業務の 見直しについて

日頃より、本県における新型コロナウイルス感染症対策について、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、感染拡大が顕著な松山市、西条及び今治保健所においては、保健所業務の重点化を行い、これまで保健所が実施していた疫学調査の一部（濃厚接触の可能性のある方のリストアップ等）について、事業者自らが責任をもって取り組んでいただいているところですが、令和4年3月31日（木）の知事臨時記者会見にて公表したとおり、4月1日（金）から、オミクロン株の特徴を踏まえて保健所業務及び濃厚接触者の特定・行動制限等の見直しを行うこととしました（別添「「感染警戒期」の対策の詳細」参照）。

【保健所業務等の主な見直し内容】

- ・県内すべての保健所管内において、濃厚接触者の調査・特定は、「同居の家族等」に限定し、陽性者が「事業所の従業員等」の場合は、勤務先において濃厚接触者を調査し、特定していただくこととなります（これまでの松山市、西条及び今治保健所の取扱いと同様）。
- ・濃厚接触者の待機期間について、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合は5日目に解除可能とするなどの見直しを行います。

また、これにあわせ、濃厚接触者の特定等に関する県内事業者からの問い合わせ対応を行うコールセンターを令和4年4月1日（金）から設置することとしました。

【事業所における濃厚接触者の特定等に関するコールセンター】

電話：089-909-5672（9：30～18：30） ※土日祝日も対応

期間：令和4年4月1日（金）～当面の間

つきましては、貴団体のHP等の広報媒体に、「別添資料1～3」を掲載していただきますとともに、傘下の事業者への周知及びコールセンターの案内をお願いします。

【別添資料】

- 1 従業員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について
- 2 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ
- 3 知人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について